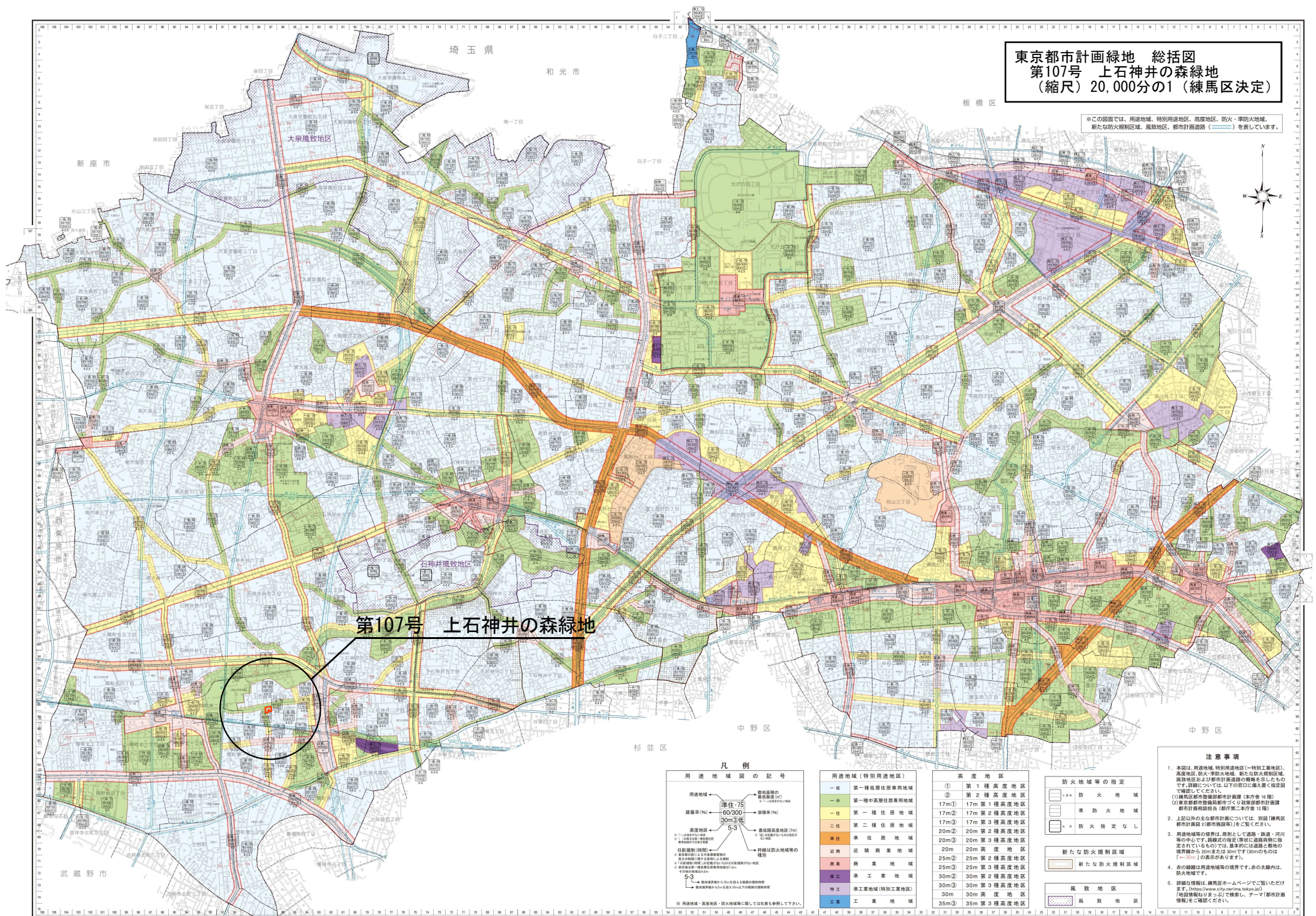


東京都市計画緑地 総括図
第107号 上石神井の森緑地
(縮尺) 20,000分の1 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（ ）を表しています。



注意事项

- ① 本市は、周辺地域・特別利用地域（特別な自然環境、高度技術地域、赤土・赤砂防食地域、都市大規模災害対策地域、風速低減地域）および都市計画区域の機能を生かしたものであり、周辺地域については、47.7%の面積を占めていて、都市計画区域で75.2%を占めています。
- ② 緑地計画の策定に当たっては、国土交通省「都市計画緑地法」(昭和56年法律第122号)と国土交通省「都市計画緑地法施行令」(昭和57年政令第12号)に基づき、
- ③ 上記①以外の土地利用計画については、別添「緑地計画区域の土地利用計画」(2面併録等)をご覧ください。
- ④ 用地利用地域の境界は、原則として「緑地・緑道・河川・緑地帯」の緑地帯の境界線と一致するものとして決定されていますが、中には緑地帯の境界線と一致しない地域が約30%ほどに達する一方で、30mの幅の河川が約10%に達する地域もあります。
- ⑤ 赤土・赤砂に隣接する用地域等の境界です。赤土の土質が、緑地域です。
- ⑥ 詳細な情報は、緑地計画ホームページでご覧いただけます。(<https://www.city.narita.tokyo.jp>)
お問い合わせ先：都市計画課 緑地・緑道・河川・緑地帯係、テレマ 都市計画情報課 緑地・緑道係